職業安定分科会(第 204 回)

令和6年2月29日

資料1-2

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施 行規則の一部を改正する省令案概要

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について(概要)

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室

1. 改正の趣旨

- 〇 令和6年能登半島地震の被災地である石川県では、住家被害等が特に甚大であり、震災からの復旧・復興に向けて、建設労働者の確保が急務であるが、建設労働者も被災しており、労働力の確保が困難な状況である。
- 〇 このため、石川県において、建設労働者を確保しようとする中小建設事業主が工事現場で作業員宿舎等を賃借する場合の費用について、人材確保等支援助成金の対象とすることを内容とする建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第29号)の改正を行う。

2. 改正の概要

- 〇 令和6年1月1日以降に石川県における建設作業に従事する建設労働者のための宿舎 その他の施設の貸与を受ける中小建設事業主を、人材確保等支援助成金(建設分野作業員 宿舎等設置助成コース助成金)の対象とする。
- 〇 対象中小建設事業主に対して、(1)又は(2)に掲げる額を助成する。
 - (1)作業員宿舎の貸与を受ける場合に、当該宿舎に居住する建設労働者の数に 25 万円を乗じて得た額
 - (2)(1)以外の施設の貸与を受ける場合に、当該施設の貸与に要する経費の3分の2 に相当する額
 - ※ 一の事業年度につき、上記(1)と(2)の合計額が200万円を超えるときは、200 万円を支給上限とする。
- その他所要の改正を行う。

【現行制度の概要】

- ・ 人材確保等支援助成金(建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金)は、岩手県、宮城県又は福島県における建設作業に従事する建設労働者のための宿舎その他の施設の貸与を受ける中小建設事業主に対し、当該貸与に要した経費の一部を助成するもの(作業員宿舎等経費助成)。
- 一の事業年度につき、200万円を支給上限として、上記貸与に要する経費の3分の2に相当する額を助成。

3. 根拠条項

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第47条

4. 施行期日等

〇 公布日:令和6年3月1日(予定)

〇 施行期日:公布の日

令和6年能登半島地震に係る人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成 コース)による対応について

1 趣旨

- 能登半島地震の被害が甚大な地域は主要都市から離れており、復旧・復興にあたり、建設需要が増大していく中で、 建設労働者を確保しようとする中小建設事業主が工事現場で作業員宿舎等を賃借する場合の費用について、人材確保等 支援助成金により支援する。
- <人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成コース)> 建設労働者の雇用管理の改善を図り、人材確保を行う中小建設事業主に対して助成するもの。大規模災害の復旧・復興にあたっては広域的な人材の確保を行う必要があることから、作業員宿舎等の設置に対する支援を実施。

2 制度概要

- 中小建設事業主が能登半島地震の被災地(石川県)に所在する工事現場において、①作業員宿舎、②賃貸住宅、③作業員施設の賃借を行う場合に、対象費用を助成する。(公共事業で措置されたものは対象外)
 - ①作業員宿舎:2人以上の建設労働者が居住等する作業員宿舎を賃借する場合: 建設労働者1人 25万円 従来は、有期事業ごとの作業員宿舎のみ助成対象としていたが、小規模な建設工事が多数発生することが予想されることを踏まえ、複数事業にかかる作業員宿舎も助成対象とする。

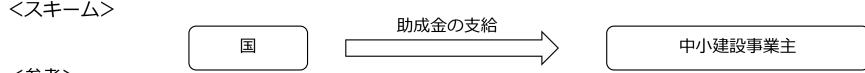
その場合、当該作業員宿舎に居住する労働者の3/4以上が民間工事に従事していることを必要とする。

また、民間工事に従事する労働者を基礎に、稼働日数を勘案して規模を判定する。

②賃貸住宅: 遠隔地より新たに採用するために住宅を賃借する場合: 賃借費用の2/3

(1人3万円/月を上限)

- ③作業員施設:建設現場で快適で清潔な環境で仕事ができるための施設を賃借する場合:賃借費用の2/3
- ※ 一事業年度あたり上限200万円(①~③あわせて)



く参考>

○ 東日本大震災の被災3県(岩手県、宮城県、福島県)に所在する工事現場において、作業員宿舎等の賃借費用について助成を実施。